平成２８年（フ）第４５１号
兵庫県尼崎市南清水７番１号　猪名寺パークマンションⅠ　403号、前住所兵庫県尼崎市塚口本町５丁目５番１―119号　鷹尾方
債務者　山本みゆき（旧姓大久保）
1　決定年月日時　平成28年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第４５６号
兵庫県尼崎市塚口本町２丁目７番21号
債務者　藤田美代子
1　決定年月日時　平成28年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第４０号
兵庫県豊岡市下陰191番地の２
債務者　升田　　真
1　決定年月日時　平成28年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで　神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２８年（フ）第１６８号
千葉県野田市岩名１丁目２番地の６
債務者　齋藤　伸行
1　決定年月日時　平成28年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第１６９号
千葉県野田市岩名１丁目２番地の６
債務者　齋藤　好美
1　決定年月日時　平成28年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第３７０号
千葉県鎌ケ谷市中沢新町11番１―404号
債務者　吉田　弘之
1　決定年月日時　平成28年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第３７１号
千葉県鎌ケ谷市中沢新町11番１―404号
債務者　吉田きよ美
1　決定年月日時　平成28年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第４２９号
千葉県柏市泉町４番１号　ラ・フォンテーヌ210号
債務者　田中　裕子
1　決定年月日時　平成28年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第４３０号
千葉県柏市中新宿３丁目16番31号　シェーヌ南柏102号
債務者　イフアスイ眞澄美
1　決定年月日時　平成28年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第４３５号
千葉県松戸市小山52番地　エステート52―102号
債務者　田村　長子
1　決定年月日時　平成28年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第４３７号
千葉県松戸市五香西２丁目19番地の16　Ｓ・サクハイツ102号
債務者　モントーヤ　アルセニア　ベルムド
1　決定年月日時　平成28年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第４４１号
千葉県松戸市小金原６丁目13番地　小金原団地27棟109号
債務者　関　　悦子（旧姓後藤）
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第４４５号
千葉県鎌ケ谷市東中沢１丁目８番７―303号
債務者　永田　千智（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第４５１号
千葉県流山市大字東深井719番地の２　サニーリバーＡ―104
債務者　斉藤　美幸
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第４５６号
千葉県野田市山崎貝塚町22番地の４　サンハイツ梅郷203
債務者　山崎　鏡子
1　決定年月日時　平成28年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第４６０号
千葉県我孫子市中峠3057番地の15
債務者　小野　峻平
1　決定年月日時　平成28年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第４６１号
千葉県柏市宿連寺228番地１　メゾンドールビュー102号
債務者　竹之内佳美
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部